

公立大学法人沖縄県立看護大学における
労働者の過半数代表者選出日程及び立候補者の届出について（公示）

労働基準法に基づく各種労使協定を締結する必要があるため、公立大学法人沖縄県立看護大学過半数代表者の選出手続等に関するガイドラインに基づき、労働者の過半数代表者の選出を行います。

つきましては、下記の通り過半数代表者選出に係る日程をお知らせします。

1 過半数代表者選出日程（土日祝日は除く）

- ・選出日程の公示 令和8年2月12日（木）
- ・立候補の届出期間 令和8年2月12日（木）～令和8年2月20日（金）
- ・過半数代表者選挙または信任投票の公示 令和8年2月24日（火）
- ・過半数代表者選挙または信任投票期間 令和8年2月24日（火）～令和8年3月9日（月）
- ・過半数代表者の公示 令和8年3月10日（火）～令和8年3月17日（火）

2 過半数代表者候補者の届出

自薦の場合は別表3の様式により事務局総務課（以下、「事務局」という。）に届け出るものとし、他薦の場合は別表4の様式により事務局に届け出るものとする。

3 過半数代表者選挙または信任投票

職員は、上記の届出期間中に本学のホームページ内のポータルサイトの「お知らせ」に掲示するフォームズ（MICROSOFT FORMS。以下「フォームズ」という。）より、「過半数代表者選出」（信任投票の場合は「過半数代表者不信任」）の投票を行ってください。

また、フォームズによる投票ができない場合に限り、郵便投票によることもできます。希望する場合は、所定の様式により事務局総務課へ提出してください。（受付時間：月曜から金曜までの午前8時30分から午後5時まで）なお、非常勤講師においては郵便投票とします。

4 選出方法

(1) 立候補者が複数名の場合

フォームズにより（郵便投票の場合、別表5の「過半数代表者選出選挙投票用紙」により）過半数代表者選出投票を行い、最多得票者1名を過半数代表者とします。

(2) 立候補者が1名の場合

フォームズにより（郵便投票の場合、別紙6の「過半数代表者信任投票用紙」により）過半数代表者選出不信任についての投票を実施します。

なお、信任する場合も投票することは可能です。

(3) 上記(1)において、得票数が同数の場合は、事務取扱者がくじにより1人を選定して過半数代表者とすることを公示した後、7日以内に有権者の半数に達する異議申し立てがない場合は、その公示された者を過半数代表者とします。

- (4) 上記(1)又は(2)において、投票数が少ないため、上記(1)の場合の最多得票者又は上記(2)の場合の立候補者に対して、労働者の過半数がその者の選任を支持していることが必ずしも明確でない場合には、意見の表明がなかった労働者に対して事務局から電話等により直接意見を確認する場合があります。

5 投票用紙の請求について

フォームズによる投票ができない職員で、郵便投票を希望する職員は、事務局担当へ投票用紙を請求し、次の手順により郵便投票を行ってください。なお、非常勤講師においては、事務局より投票用紙を発送しますので請求は不要です。

- (1) 投票用紙は、氏名を記載した封筒に入れて封緘すること。
- (2) 前号の封筒は、所定の返信用封筒に入れ、「投票用紙在中」と朱書きし、事務局へ郵送すること。
- (3) 郵便での投票は令和8年3月9日までに事務局へ届いたものを受け付けるものとし、3月10日以降に届いた場合は、投票をしなかったものとみなします。

5 過半数代表者の責務

- (1) 労基法第24条第1項ただし書に定める協定（賃金控除に関する協定）の締結
- (2) 労基法第34条第2項ただし書に定める協定（休憩時間の一斉付与原則の適用除外に関する協定）の締結
- (3) 労基法第36条第1項に定める協定（時間外労働・休日労働に関する協定）の締結
- (4) 労基法第38条の3第1項に定める協定（専門業務型裁量労働制に関する協定）の締結
- (5) 労基法第39条第4項に定める協定（年次有給休暇の時間単位付与に関する協定）の締結
- (6) 労基法第39条第6項に定める協定（年次有給休暇の計画的付与に関する協定）の締結
- (7) 労基法第90条に定める協定（就業規則作成及び改廃における意見聴取に対する書面）の締結
- (8) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第6条第1項ただし書及び第12条第2項に定める協定（育児・介護休業の対象から除外する労働者の協定）の締結
- (9) 労基法その他関連諸法令において過半数代表者の責務として規定されている事項

以上

令和8年2月10日
沖縄県立看護大学 事務局総務課